

特許協力条約（PCT）に基づく 国際出願の手続

令和元年度

特許庁審査業務部出願課
国際出願室

1. PCT出願の手続

- 1-1. PCT出願の流れ
- 1-2. 受理官庁 (RO/JP) への手続方法
- 1-3. 願書
- 1-4. 優先権書類の提出

2. PCT出願後の手続

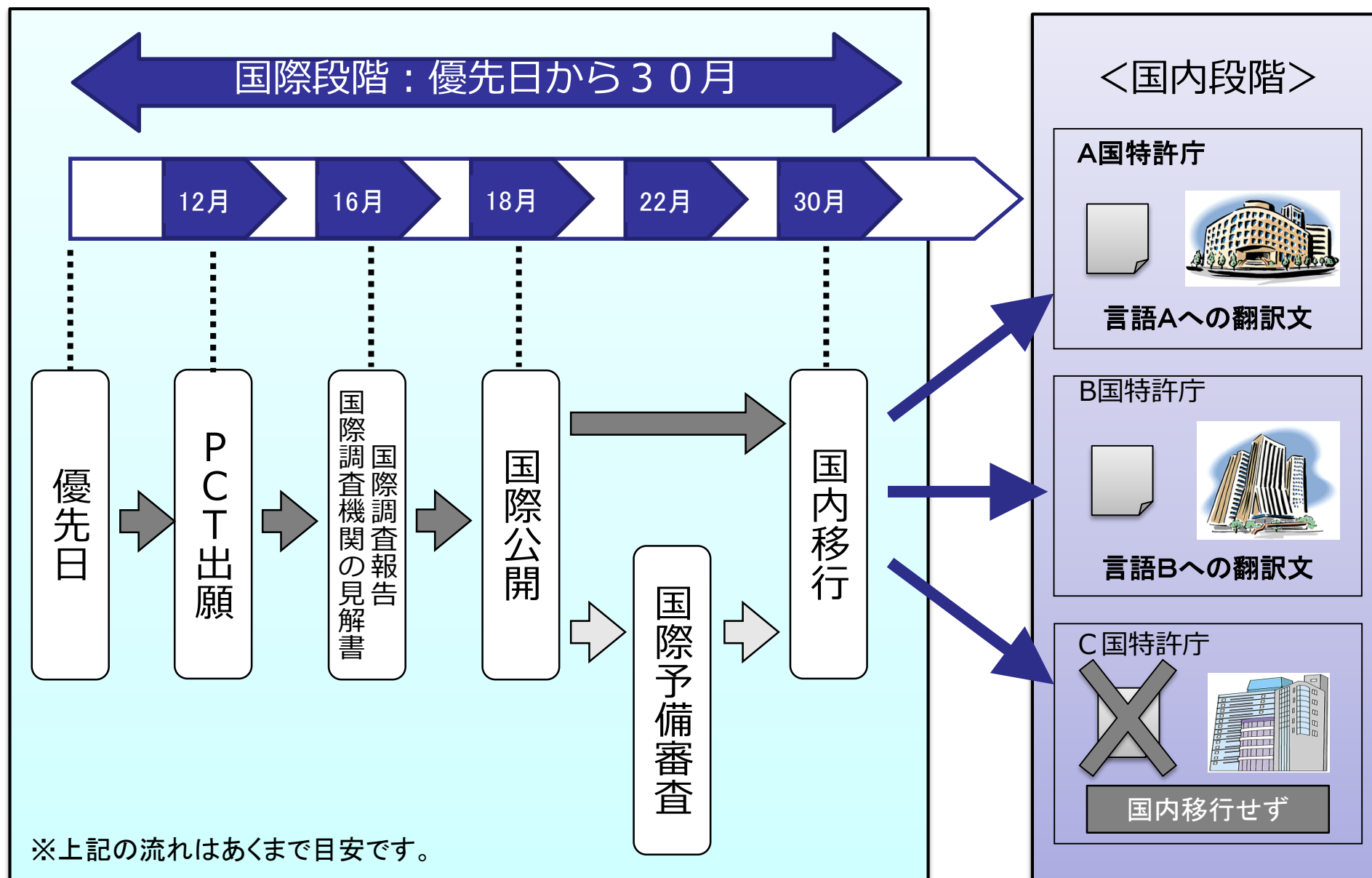
- 2-1. 中間手続
- 2-2. 引用による欠落部分の補充
- 2-3. 優先権の回復
- 2-4. 予備審査請求書
- 2-5. 条約34条の規定に基づく補正

3. 中小企業、ベンチャー企業及び大学等を対象とした支援措置

4. PCT出願関係手数料

5. 参考情報

1-1. PCT出願の流れ



1-2. 受理官庁 (RO/JP) への手続方法

	窓口・郵送	FAX	インターネット出願ソフト	
出願言語	日本語・英語	日本語・英語	日本語	英語
対象書類	全て	願書のみ	願書 一部中間書類	願書のみ
出願時の減額	なし	なし	¥32,700 (※)	
受付時間	平日 9:00-17:00	24時間 365日	24時間365日	

※2019年8月1日現在

- 郵送の場合、書類が特許庁に**到着した日**が受付日 **(到達主義)**
- FAX出願は、最後のページが受信された時間の属する日が受付日
- FAX出願をより確実に行うためには、送信前に国際出願室受理官庁へ電話連絡することを推奨（電話受付時間は開庁日の9時から17時半まで）

1-3. 願書 (1)発明の名称

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.28,168

<第I欄>

WO20XX000123		1/4
特許協力条約に基づく国際出願願書 紙面による写し (注意 電子データが原本となります)		
0	受理官庁記入欄	
0-1	国際出願番号	
0-2	国際出願日	
0-3	(受付印)	
0-4	様式 PCT/RO/101 この特許協力条約に基づく国際出願願書は、	
0-4-1	右記によって作成された。	JP0-PAS i330
0-5	申立て 出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。	
0-6	出願人によって指定された受理官庁	日本国特許庁 (RO/JP)
0-7	出願人又は代理人の書類記号	WO20XX000123
I	発明の名称	ハンドスキャナ
II-1	この欄に記載した者は	出願人である (applicant only)
II-2	右の指定国についての出願人である。	すべての指定国 (all designated States)
II-4ja	名称	株式会社東京製作所
II-4en	Name:	TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
II-5ja	あて名	1000013
II-5en	Address:	日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 1000013 Japan
II-6	国籍(国名)	日本国 JP
II-7	住所(国名)	日本国 JP
II-8	電話番号	03-3581-1101
II-9	ファクシミリ番号	03-8765-4321
II-11	出願人登録番号	987654321

<[願書]タブ>

PCT-RO 電子出願 - WO201700123

ファイル(E) 編集(E) ツール(I) ヘルプ(H)

願書
Request

指定国
States

氏名(名称)
Names

優先権
Priority

生物
Biology

申立て
Declarations

内訳
Contents

手数料
Fees

支払い
Payment

注釈
Annotate

エラー / filing not possible

警告 / filing possible

通知 / ready for filing

問い合わせ先
contact

受理官庁 / Receiving Office JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office

国際調査機関 / International Searching Authority JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office(JPO)

国際出願の使用言語名 / Language of filing of the international application 日本語 / Japanese

発明の名称
Title of invention ハンドスキャナ

先の調査の利用請求 / Request to use results of earlier search

No.	国名(又は広域官庁) / Country(or regional Office)	日付 / Date	出願番号 / Number
+	先の調査に関して入力してください。 / Open to add...		

開く / Open

NUM

発明の名称を入力

願書には明細書の冒頭に表示されている発明の名称と同一のものを記載

1-3. 願書 (2)出願人

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.28,168

<第II欄>

WO20XX000123		1/4
特許協力条約に基づく国際出願願書 紙面による写し (注意 電子データが原本となります)		
0	受理官庁記入欄	
0-1	国際出願番号	
0-2	国際出願日	
0-3	(受付印)	
0-4	様式 PCT/RO/101 この特許協力条約に基づく国際出願願書は、 右記によって作成された。	JPO-PAS i330
0-5	申立て 出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。	
0-6	出願人によって指定された受理官庁	日本国特許庁 (RO/JP)
0-7	出願人又は代理人の書類記号	WO20XX000123
I	発明の名称	ハンドスキャナ
II	出願人 この欄に記載した者は 右の指定国についての出願人である。	出願人である (applicant only) すべての指定国 (all designated States)
II-1	名称	株式会社東京製作所
II-4en	Name:	TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
II-5ja	あて名	1000013 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
II-5en	Address:	4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan
II-6	国籍(国名)	日本国 JP
II-7	住所(国名)	日本国 JP
II-8	電話番号	03-3581-1101
II-9	ファクシミリ番号	03-8765-4321
II-11	出願人登録番号	987654321

<[氏名(名称)]タブ→「出願人」を選択>

出願人又は出願人及び発明者に関する詳細 / Details concerning Applicant or Applicant/inventor

☒ 出願人 / App ☐ ?

☒ 法人 / Legal entity ☐ 自然人 / Natural person

氏名又は名称 株式会社東京製作所
Name TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
example) KOKUSAI Taro

国又は地域 JP 日本国 / Japan
Country or territory 1000013

東京都 / Tokyo
千代田区霞が関三丁目4番3号

Address 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 1000013 Japan

登録番号 000000100
Registration No.

電子メール e-mail

当出願人は、発明者でもある
This person is also inventor

当出願人は、共通の代表者である
This person is Common representative

管轄するPCT機関が電子メールによる通知を送付する場合、この電子メールアドレスを利用して、この国際出願に関する通知を受領することを承認する
The competent PCT Authorities are authorized to use this e-mail address, if the Authority so wishes, to send notifications issued in respect of this international application

通知の写しを事前に送付するために利用することを承認する。
as advance copies followed by paper notifications

通知を全て電子形式で送付することを承認する。(書類による通知は不要である。)
exclusively in electronic form (no paper notifications will be sent)

国籍(国名) JP 日本国 / Japan
State of Nationality

住所(国名) JP 日本国 / Japan
State of Residence

この欄に記載した者は、右の指定国についての出願人である。 / The person is applicant for

☒ すべての指定国 / All designated States

☐ 特定の指定国のみ / Certain designated States only 国の選択 / Select States

OK キャンセル / Cancel

- 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所(法人の場合、営業所)を有する外国人が最低1名必要
- 受理官庁に対して出願人適格を有する出願人1名の氏名(名称)、あて名、国籍及び住所の記載があれば、他の出願人のあて名、国籍及び住所は省略可能

1-3. 願書 (3)発明者

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.29,169

<第III欄>

WO20XX000123		2/4
特許協力条約に基づく国際出願願書 紙面による写し (注意 電子データが原本となります)		
III-1 III-1-1 III-1-3 III-1-4ja III-1-4en III-1-5ja III-1-5en	その他の出願人又は発明者 この欄に記載した者は 右の指定国についての発明者である。 氏名(姓名) Name (LAST, First): あて名 Address:	発明者である (inventor only) 佐藤 一郎 SATO Ichiro 1000013 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 株式会社東京製作所内 c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigas eki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan
IV-1 IV-1-1ja IV-1-1en IV-1-2ja IV-1-2en IV-1-3 IV-1-4 IV-1-5 IV-1-5(a) IV-1-6 V V-1 V-2	代理人又は共通の代表者、通知のあて名 下記の者は国際機関において右 記のごとく出願人のために行動する。 氏名(姓名) Name (LAST, First): あて名 Address: 電話番号 ファクシミリ番号 電子メール 電子メール使用の承認 受理官庁、国際調査機関、国際事務局若し くは国際特許審判機関が、その官庁又は機 関が希望する場合には、この電子メールア ドレスを利用して、この国際出願に関する通 知を送付することを承認する。 代理人登録番号 国の指定 この願書を用いてされた国際出願は、規則 4.9(a)に基づき、国際出願の時点から起算さ れる全てのPCT締約国を指定し、取得しう るあらゆる種類の保護を求め、及び該当す る場合には広域と国内特許の両方を求める 国際出願となる。 V-2欄は、特定の国の指定を除外するとき に使用することができ、この指定を除外する ことができるのは、出願の際若しくは規則2 6の2.1により上記の特定の国における先の 国内出願を基礎とする優先権を国際出願 の第VI欄で主張する結果、その国の国内法 令に基づいてこの先の国内出願の効果が 消滅するのを避けるのを目的とする場合に 限る。しかし、いったん除外した指定は、それ を変更することはできない。	代理人 (agent) 国際 太郎 KOKUSAI Taro 1020081 日本国 東京都千代田区四番町8番地 8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081 Japan 03-1234-5678 03-1234-5678 kokusai-taro@jpo.go.jp 通知の写しを事前に送付するために利用することを承 認する。 123456789 JP

<[氏名(名称)]タブ→「発明者」を選択>

発明者に関する詳細 / Details concerning Inventor Only

☒ 1 出願人 / App. ☐ ?

1 発明者 / Inv.

氏名又は名称: 佐藤 一郎 ☐ 死亡 / Deceased

Name: SATO Ichiro
example) KOKUSAI Taro

国又は地域: JP 日本国 / Japan
Country or territory

郵便番号: 1000013
Postal code

東京都 / Tokyo

千代田区霞が関三丁目4番3号 株式会社
東京製作所内

Address: c/o TOKYO SEISAKUSHO
CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki
chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 1000013 Japan

発明者を選択

発明者のあて名は省略可能

OK キャンセル / Cancel

1-3. 願書 (4) 指定国の除外

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第V欄>

V	国の指定	
V-1	この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願の時点で拘束される全てのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める	
V-2	V-2欄は、特定の国の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際若しくは規則2.6の2.1により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限り、しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。	JP

チェックした場合、指定国から日本が除外され、日本への国内移行はできなくなる

W	特許協力条約に基づく国際出願願書	
VI-1	先の国内出願に基づく優先権主張	
VI-1-1	出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd, mm, 20XX)
VI-1-2	出願番号	20XX-888888
VI-1-3	パリ条約同盟国名又はWTO加盟国名	日本国 JP
VI-2	先の国際出願に基づく優先権主張	
VI-2-1	出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd, mm, 20XX)
VI-2-2	出願番号	PCT/JP20XX/999999
VI-2-3	受理官庁名	日本国 JP
VI-3	優先権証明書送付の請求	VI-1 アクセスコード : AB55
VI-4	優先権証明書送付の請求	VI-2
VI-5	引用による補充 :	
	条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素の全部、又は規則20.5(a)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないか、受理官庁が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の1つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願に、それが完全に含まれている場合は、規則20.6に基づき確認の手段を条件として、その要素又は部分を規則20.6の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。	

インターネット出願ソフトの入力画面

<[指定国]タブ>

PCT-RO 電子出願 - WO201700123

ファイル(E) 編集(E) ツール(E) ヘルプ(H)

除外する指定国 / Designated States to be excluded

国名 / Country	国内特許 / national protection
☐ DE ドイツ連邦共和国 / Germany	国内特許 / national protection
☒ JP 日本国 / Japan	国内特許 / national protection
☐ KR 大韓民国 / Republic of Korea	国内特許 / national protection

このチェックボックスは、先の国内出願を基礎とする優先権を主張する結果、その国の国内法令に基づいて先の国内出願の効果を避けるために使用する場合にのみ利用できます。いったん除外した指定は取り消すことができません。/ The check-boxes above may only be used to avoid the ceasing of the effect of the national application under the national law, if the international application contains a priority claim under national application filed in the particular States concerned. Please note that this check cannot be undone once the designation is excluded.

原出願又は原特許 / Reference to parent application or grant

判定 ...	No	保護の種類 / kind of par...
+ 付		to add new item

開く / Open

NUM

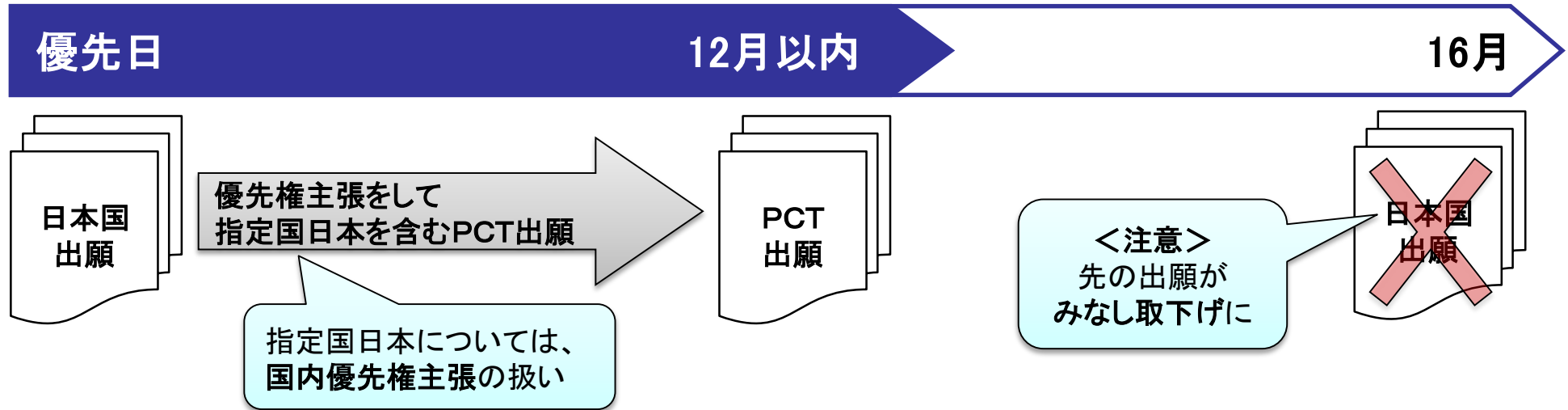
指定を除外する国をチェック

- 除外ができるのはドイツ、日本、韓国のみ
- 除外する場合、**当該国の国内出願が優先権主張の基礎であることが必要**

出願後に、願書の補正によるチェックの追加／取り消しは不可

1-3. 願書 (5) 先の出願のみなし取下げの回避

テキスト:P.68



先の出願のみなし取下げの回避方法

1. 出願時に、日本の指定を除外
➡ 願書の「第V欄 国の指定」でJP(日本)にチェック
2. 優先日から16月以内に、日本の指定を取下げ
➡ 「指定国の指定取下書」を提出
3. 優先日から16月以内に、国内優先権の主張を取下げ
➡ 「上申書」を提出(提出先は受理官庁(RO/JP))

テキスト:P.30

テキスト:P.72

テキスト:P.69

1-3. 願書 (6)優先権主張

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.31,170

<第VI欄>

VI-1	先の国内出願に基づく優先権主張 出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd. mm. 20XX)
VI-1-1	出願番号	20XX-888888
VI-1-3	パリ条約同盟国名又はWTO加盟国名	日本国 JP
VI-2	先の国際出願に基づく優先権主張 出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd. mm. 20XX)
VI-2-1	出願番号	PCT/JP20XX/999999
VI-2-3	受理官庁名	日本国 JP
VI-3	優先権証明書送付の請求 国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、右記のものについては、該当する場合には記載されたアクセスコードを利用し、優先権主張の回復を請求する旨を提出することを請求する。	VI-1 アクセスコード : AB55 ①
VI-4	優先権証明書送付の請求 受理官庁に対して、上記の先の出願のうち、右記のものについては、優先権主張を作成し国際事務局に送付することを請求する。	VI-2 ②

受理官庁に対する優先権書類の送付請求
⇒3日以内に受理官庁に
手続補足書 & 優先権証明願(PCT)を提出

国際事務局に対するDASアクセスコードによる
優先権書類の取得請求
⇒英数字4桁のアクセスコードを入力

出願後に以下の手続をする場合は、
①②いずれにもチェックせずに出願

- 国際事務局にアクセスコードを通知
- 優先権書類提出書 & 優先権書類を提出
- 優先権書類送付請求書
& 優先権証明願(PCT)を提出

<[優先権]タブ→「優先権主張の追加」>

優先権主張 / Details of Priority Claim of Earlier Application

☒ ☐ ?

出願の方法 ☒ 国内出願 National ☐ 広域 Regional ☐ 国際出願(PCT) International(PCT)

国名 JP 日本国 / Japan

出願日 Filing date ☒ dd.mm月 20XX

出願番号 Number 20XX-888888 特許 / Patent

出願番号フォーマット / Format of Number : yyyy-nnnnnn
yyyy : 西暦年 A.D.
nnnnnn : 連番(6桁) Sequence number (6 digits)

☐ 出願書類の認証謄本を作成し国際事務局へ送付することを、
受理官庁に対して請求する。
The receiving Office is requested to prepare and transmit to the
International Bureau a certified copy of the above-identified earlier application. ②

☒ 出願書類の認証謄本を電子図書館から取得することを、
国際事務局に対して請求する。
The International Bureau is requested to obtain from a digital library
a certified copy of the above-identified earlier application. ①

アクセスコード Access code AB55

☐ 優先権の回復を受理官庁に対して請求する。
The receiving Office is requested to restore the right of priority

OK キャンセル / Cancel

1-3. 願書 (7) 国際調査機関

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.32,170

<第VII欄>

VI-5	引用による補充:	条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素の全部、又は規則20.5(a)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、発明者が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の1つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則20.6に基づき確認の手続きを条件として、その要素又は部分を規則20.6の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求す
VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	日本国特許庁 (ISA/JP)
VII-2	発明の調査の利用請求	
VII-2-1	出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd, mm, 20XX)
VII-2-2	出願番号	20XX-888888
VII-2-3	国名(又は広域官庁)	日本国 JP
VIII	申立て	申立て数
VIII-1	発明者の特定に関する申立て	-
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-
VIII-3	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-
VIII-4	発明者である旨の申立て(米国の指定国とする場合)	-
VIII-5	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	-
IX	照合欄	用紙の枚数
IX-1	願書(申立てを含む)	4
IX-2	明細書	5
IX-3	請求の範囲	1
IX-4	要約	1
IX-5	図面	1
IX-7	合計	12

<[願書]タブ>

PCT-RO 電子出願 - WO201700123

ファイル(E) 編集(E) ツール(E) ヘルプ(H)

国際調査機関 / International Searching Authority JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office

国際出願の使用言語名 / Language of filing of the international application 日本語 / Japanese

発明の名称 / Title of invention ハンドスキャナ

優先権 / Priority

生物 / Biology

申立て / Declarations

内訳 / Contents

手数料 / Fees

支払い / Payment

注釈 / Annotate

エラー / filing not possible

警告 / filing possible

通知 / ready for filing

問い合わせ先 / contact

国際調査機関を選択

先の実査の利用請求 / Request to use results of earlier search

No.	国名(又は広域官庁) / Country(or regional Office)	日付 / Date	出願番号 / Number
+	先の実査に関して入力してください。 / Open to add...		

開く / Open

NUM

国際調査機関(ISA)の選択

■ 日本語出願

⇒JP 日本国特許庁

■ 英語出願

⇒JP 日本国特許庁又はEP 欧州特許庁

1-3. 願書 (8) 先の調査の利用請求

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.32,170

<第VII欄>

VI-5	引用による補充:	条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素の全部、又は規則20.5(a)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理者が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の一つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則20.6に基づく確部の手続を条件として、その要素又は部分を規則20.6の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。
VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	日本国特許庁 (ISA/JP)
VII-2	先の調査の利用請求	
VII-2-1	出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd.mm.20XX)
VII-2-2	出願番号	20XX-888888
VII-2-3	国名(又は広域官庁)	日本国 JP
VIII	申立て	申立て数
VIII-1	発明者の特定に関する申立て	-
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-
VIII-3	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-
VIII-4	発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合)	-
VIII-5	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	-
IX	照合欄	用紙の枚数
IX-1	願書(申立てを含む)	4
IX-2	明細書	5
IX-3	請求の範囲	1
IX-4	要約	1
IX-5	図面	1
IX-7	合計	12

<[願書]タブ>

PCT-RO 電子出願 - WO201700123

ファイル(E) 編集(E) ツール(T) ヘルプ(H)

願書 Request

指定国 States

氏名(名称) Names

優先権 Priority

生物 Biology

申立て Declarations

内訳 Contents

受理官庁 / Receiving Office JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office

国際調査機関 / International Searching Authority JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office(JPO)

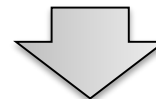
国際出願の使用言語名 / Language of filing of the international application 日本語 / Japanese

発明の名称 Title of invention ハンドスキャナ

先の調査の利用請求 / Request to use results of earlier search

No.	国名(又は広域官庁) / Country(or regional Office)	日付 / Date	出願番号 / Number
+	先の調査に関して入力してください。 / Open to add...		

「+」をダブルクリック



<手続の流れ>

- ① 先の日本出願の調査結果の利用を請求
- ② 国際調査報告作成時に、「先の調査等の結果の利用状況に関する通知書」が届く
- ③ 通知書において「利用できる」とされた場合、「調査手数料一部返還請求書」の提出により、調査手数料の一部が返還される

先の調査 / Details of Earlier Search

国名(又は広域官庁) Country(or regional Office) JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office(JPO)

日付 Filing date dd.mm.月 20XX

出願番号 Application number 20XX-888888

☐ 該当する場合、これは異なる言語で出願されたことを除き、この国際出願は、先の調査で実施された出願と同一若しくは実質的に同一である
This international application is the same as, or substantially the same as, the international application of which the earlier search was carried out.

☐ 以下の書類について、必要ない
The following documents are available to the ISA in a form and manner acceptable to it and therefore do not need to be submitted by the applicant to the ISA.

先の出願の国名、日付、出願番号を入力

1-3. 願書 (9) 申立て

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.32,170

<第VIII欄>

VI-5	引用による補充: 条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素の全部、又は規則20.5(a)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理者が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の一つ以上を最初に受理した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則20.6に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則20.6の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。	
VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	日本国特許庁 (ISA/JP)
VII-2	先の調査の利用請求	
VII-2-1	出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd, mm, 20XX)
VII-2-2	出願番号	20XX-888888
VII-2-3	国名(又は広域官庁)	日本国 JP
VIII	申立て	申立て数
VIII-1	発明者の特定に関する申立て	—
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	—
VIII-3	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	—
VIII-4	発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合)	—
VIII-5	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	—
IX	添付書類	添付書類の総数
IX-1	願書(申立てを含む)	4
IX-2	明細書	5
IX-3	請求の範囲	1
IX-4	要約	1
IX-5	図面	1
IX-7	合計	12

- 第4.17規則に基づく申立ての記載は任意
- 記載した場合、国内移行後に、当該事項に関する指定官庁への証拠の提出が原則として不要となる

<[申立て]タブ>

PCT-RO 電子出願 - WO201700123

ファイル(E) 編集(E) ツール(I) ヘルプ(H)

🔍 ? 📄

● 願書
Request

● 指定国
States

● 氏名(名称)
Names

● 優先権
Priority

● 生物
Biology

● 申立て
Declarations

● 内訳
Contents

● 手数料
Fees

● 支払い
Payment

● 注釈
Annotate

● エラー / filing
not possible

● 警告 / filing
possible

● 通知 / ready
for filing

問い合わせ先
contact

申立て / Declarations

追加 / Add

判定...	No.	種類 / Type	Applicant
●	1	発明者である旨の申立て / Declaration of inventorship	すべての出願人...

プルダウンメニューから種類を選択し、申立てを「追加」する

開く / Open

NUM

1-3. 願書 (10) 選択図

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第IX欄>

WO20XX000123		4/4	
特許協力条約に基づく国際出願願書 紙面による写し (注意 電子データが原本となります)			
IX-8	添付書類 手数料計算用紙	添付	添付された電子データ
IX-20	要約とともに提示する図の番号	1	
X-1	出願人、代理人又は代表者の記名押印 (PKCS7 デジタル署名)	日本語 国際 太郎	
X-1-1	氏名(姓名)	国際 太郎	
X-1-3	権限(署名者が法人の場合)		

インターネット出願ソフトの入力画面

<[内訳]タブ→「明・請・要・図タブ」>

書類内訳の詳細 / Content Details

☒ ☐ ?

明・請・要・図 / Application body
手数料の計算用紙 / fee calculation sheet

明・請・要・図 / Application body/Sequence Listing
Application body: A001_JP_Sample.htm 参照 / Browse
(変換後) JPOXMLDOC01-appb.xml チェック結果 Result
Sequence listing: リセット / Reset

要約とともに提示する図の番号 1
Figure for the drawing which should accompany the abstract

要約とともに提示する図の中に、何らかの語句が含まれていますか。
The figure of the drawings which should accompany the abstract contains text
☐ いいえ / No
☒ はい / Yes
「図の中の語句」欄に、語句を入力してください。
Please type the text in the text box

図の中の語句 / Drawing Text
ハイドスキャナハウジング
入力画面

キャンセル / Cancel

- 選択図に語句が含まれる場合、国際公開時に英訳が付される
- 「図の中の語句」の記載は任意(翻訳の効率化のためのもの)
 - 選択図の中の語句を記載する場合
⇒「はい」を選択
下のボックスに語句(日本語)を記載
 - 選択図の中に語句が含まれない、又は、語句は含まれるが記載しない場合
⇒「いいえ」を選択

- 国際公開のフロントページに要約とともに提示する図(選択図)の番号を入力
- 出願後の追加、補正は不可

1-3. 願書 (11)出願人、代理人等の記名押印

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

テキスト:P.34,171

<第X欄>

WO20XX000123

4/4

特許協力条約に基づく国際出願願書

紙面による写し (注意 電子データが原本となります)

	添付書類	添付	添付された電子データ
IX-8	手数料計算用紙	-	✓
IX-20	要約とともに提示する図の番号	1	
IX-21	国際出願の使用言語名	日本語	
X-1	出願人、代理人又は代表者の記名押印	(PKCS7 デジタル署名)	
X-1-1	氏名(姓名)	国際 太郎	
X-1-3	権限(署名者が法人の場合)		

- 出願書類作成終了後、提出のための送信ファイルを作成する過程で、出願ソフト起動時に認証した者の電子署名をする
- 第X欄には、認証をした者の氏名(名称)が記載され、サインとして「(PKCS7 デジタル署名)」と表示される

1-3. 願書 (12)手数料の支払方法

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.47,172

<手数料計算用紙>

WO20XX000123			
1/1			
PCT手数料計算用紙(願書付属書)			
(注意 電子データが原本となります)			
[この用紙は、国際出願の一部を構成せず、国際出願の用紙の枚数に算入しない]			
0	受理官庁記入欄		
0-1	国際出願番号		
0-2	受理官庁の日付印		
0-4	様式 PCT/RO/101(付属書)		
0-4-1	このPCT手数料計算用紙は、右記によって作成された。	JPO-PAS i360	
0-9	出願人又は代理人の書類記号	WO20XX000123	
2	出願人	株式会社東京製作所	
12	所定の手数料の計算	金額/係数	小計 (JPY)
12-1	送付手数料	T	10000
12-2	調査手数料	S	70000
12-3	国際出願手数料 (最初の30枚まで)	i1	145000
12-4	30枚を超える用紙の枚数	0	
12-5	用紙1枚の手数料	(X) 0	
12-6	合計の手数料	i2	0
12-7	i1 + i2 =	i	145000
12-12	fully electronic filing fee reduction	R	-32700
12-13	国際出願手数料の合計 (i-R)	I	112300
12-19	納付すべき手数料の合計 (T+S+I+P)		192300
12-21	支払方法	予納台帳引き落としの承認	
12-22	予納台帳 受理官庁	日本国特許庁 (RO/JP)	
12-22-1	上記手数料合計額の請求に対する承認	✓	
12-23	予納台帳番号	888888	
12-24	日付	20XX年 mm月 dd日 (dd.mm.20XX)	
12-25	記名押印		

<[支払い]タブ>

PCT-RO 電子出願 - WO201700123

ファイル(E) ツール(I) ヘルプ(H)

支払方法 / Payment

送付手数料 / 調査手数料
Transmittal fee/Search fee

国際出願手数料
International Filing Fee

予納 / authorization to charge current account

予納 / authorization to charge current account

予納台帳番号
Current account number

888888

予納台帳番号、
納付番号、又は
振替番号を記載

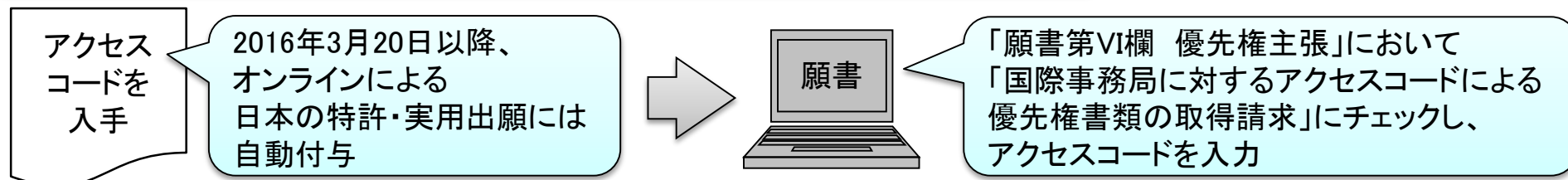
支払方法を選択

- 出願に必要な手数料:
送付手数料、調査手数料、国際出願手数料
- 支払方法:
特許印紙、予納、電子現金納付、口座振替、クレジットカード(指定立替納付)から選択
全ての手数料を日本国特許庁へ一括で支払い
- 手数料の軽減申請を行う場合:
「料金表メンテナンス」にて「料金表」の金額を
予め軽減後の金額に変更して出願

1-4. 優先権書類の提出

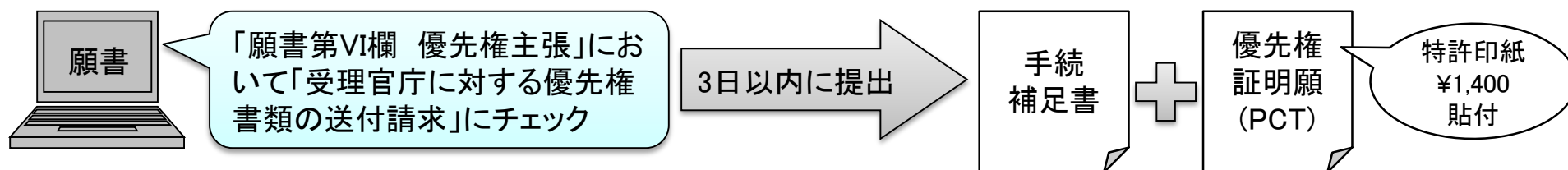
■ PCT出願が優先権を伴う場合、原則、優先日から**16月以内**に優先権書類を提出

1. 出願時に国際事務局に対してDASアクセスコードによる優先権書類の取得請求



※出願時にアクセスコードの入手が間に合わない場合には、チェックをせずに出願し、後日国際事務局に通知

2. 出願時に受理官庁に対して優先権書類の送付請求（優先権がPCT出願の場合など）



その他の提出方法

<紙出願時>

- 願書VI欄で受理官庁に対する送付請求にチェックし、「優先権証明願(PCT)」を添付
- 願書IX欄に添付書類として表示し、優先権書類を添付

<出願(紙・オンライン)後>

- 「優先権書類送付請求書」に「優先権証明願(PCT)」を添付して受理官庁に提出
- 「優先権書類提出書」に優先権書類を添付して受理官庁又は国際事務局に提出

＜主な中間手続＞

- (1) 手数料納付書
- (2) 手続補正命令に対する補正手続
- (3) 氏名(名称)変更届、あて名変更届
- (4) 名義変更届
- (5) 国際出願取下書
- (6) 代理権を証明する書面
- (7) 包括委任状

一般原則

- 中間手続の書類は**出願と同一の言語**で作成
- 一部の日本語中間書類のみオンライン提出可、英語は対象外
- 代理人手続の場合、出願人の印は不要
- 出願人に関する記載には国籍及び住所の項目が必要
- 発明者・代理人に関する記載には国籍及び住所の項目は不要

2-1.中間手続 (1)手数料納付書

テキスト:P.216

【書類名】 手数料納付書(国際出願に関する手数料の納付)

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/JP20XX/087654

【出願人】

（【識別番号】） 987654321

【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所 (印)

【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo

【郵便番号】 1000013

【国名】 日本国 Japan

【国籍】 日本国 Japan

【住所】 日本国 Japan

【代理人】

（【識別番号】） 123456789

【弁理士】

【氏名又は名称(日本語)】 国際 太郎 (印)

【氏名又は名称(英語)】 KOKUSAI Taro

【あて名(日本語)】 東京都千代田区四番町8番地

【あて名(英語)】 8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo

【郵便番号】 1020081

【国名】 日本国 Japan

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 999999

【手数料の種類】 送付手数料

【納付金額】 10, 000円

【手数料の種類】 国際出願手数料

【納付金額】 145, 000円

【手数料の種類】 調査手数料

【納付金額】 70, 000円

- 出願時に手数料を納付しない場合、**出願日から1月以内**に手数料を納付
- オンライン手続及び書面手続が可能
- 書面手続の場合でも電子化手数料は不要
- 特許印紙・予納・電子現金納付の利用可
- 口座振替・クレジットカード(指定立替納付)はオンライン手続の場合のみ利用可
- 書面手続で予納を利用する場合、識別番号及び予納台帳番号の記載、並びに押印が必須

2-1.中間手続 (2)手続補正命令に対する補正手続

テキスト:P.232

手続補正書 (法第6条の規定による命令に基づく補正)

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示 PCT/JP20XX/087654
- 2 出願人
名 称 株式会社東京製作所 (印)
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0013 Japan
国 籍 日本国 JAPAN
住 所 日本国 JAPAN
- 3 代理人
氏 名 弁理士 国際 太郎 (印)
KOKUSAI Taro
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町8番地
8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan
- 4 補正命令の日付 dd.mm.20XX
- 5 補正の対象 願書
- 6 補正の内容 別紙の通り
明細書第○頁の表1を鮮明な表に訂正します。
- 7 添付書類の目録 明細書第○頁

- 補正の期間: 命令の発送日から**2月**
- 期間内に補正を行わない場合、
PCT出願は取り下げられたものとみなされる
- 書面手続のみ、オンライン手続不可

<指令事項の例>

- 発明の名称について、
願書の第 I 欄に記載のものと、
明細書の冒頭に記載のものが相違する
- 明細書における表又は図面が不鮮明である
- 図の上下を正しく配置することができない
場合に、図の上端が用紙の左側になるように
描かれていない

2-1.中間手続 (3)氏名(名称)変更届、あて名変更届

テキスト:P.252,255

<氏名(名称)変更届とあて名変更届を同時に提出する例>

【書類名】氏名(名称)変更届

【あて先】特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/JP20XX/087654

【出願人】

【識別番号】 987654321

【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所 (印)

【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

【あて名(英語)】 4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo

【郵便番号】 1000013

【国名】 日本国 Japan

【国籍】 日本国 Japan

【住所】 日本国 Japan

【あて名】は
新あて名を記載

【氏名又は名称を変更した者】

【事件との関係】 出願人

【旧氏名又は名称(日本語)】 株式会社江戸製作所

【旧氏名又は名称(英語)】 EDO SEISAKUSHO CORPORATION

【新氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所

【新氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

【あて名(英語)】 4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo

【郵便番号】 1000013

【国名】 日本国 Japan

【国籍】 日本国 Japan

【住所】 日本国 Japan

【あて名】は
新あて名を記載

【代理人】

(以下、省略)

【書類名】 あて名変更届

【あて先】特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/JP20XX/087654

【出願人】

【識別番号】 987654321

【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所 (印)

【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

【あて名(英語)】 4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo

【郵便番号】 1000013

【国名】 日本国 Japan

【国籍】 日本国 Japan

【住所】 日本国 Japan

【氏名又は名称】は
新氏名(名称)を記載

【あて名を変更した者】

【事件との関係】 出願人

【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所

【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【旧あて名(日本語)】 東京都港区日野1丁目2番5号

【旧あて名(英語)】 2-5, Hino 1-chome, Minato-ku, Tokyo

【旧郵便番号】 1000051

【旧国名】 日本国 Japan

【新あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

【新あて名(英語)】 4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo

【新郵便番号】 1000013

【新国名】 日本国 Japan

【国籍】 日本国 Japan

【住所】 日本国 Japan

【氏名又は名称】は
新氏名(名称)を記載

【代理人】

(以下、省略)

複数の変更届を同時に提出する場合は、他方の届が受理されたものとして、各項目の内容を記載
【旧～】の項目以外は全て新しい情報を記載

2-1.中間手続 (4)名義変更届

出願人手続の場合

<新名義人による名義変更届の例>

テキスト:P.77,264

【書類名】 名義変更届

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】 PCT/JP20XX/087654

【出願人】

(【識別番号】)987654321

【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所 (印)

【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名(日本語)】 東京都千代田区三丁目4番3号

【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo

【郵便番号】 1000013

【国名】 日本国 Japan

【国籍】 日本国 Japan

【住所】 日本国 Japan

【新名義人】

【事件との関係】 すべての指定国における出願人

【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所

【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo

【郵便番号】 1000081

【国名】 日本国 Japan

【国籍】 日本国 Japan

【住所】 日本国 Japan

【新名義人】

【事件との関係】 すべての指定国における発明者

【氏名又は名称(日本語)】 小林 一郎

【氏名又は名称(英語)】 KOBAYASHI Ichiro

【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号株式会社東京製作所内

【あて名(英語)】 c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki

3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo

【郵便番号】 1000013

【国名】 日本国 Japan

【提出物件の目録】

【物件名】 譲渡証書 1

- 【出願人】欄に記録されている出願人
(単独の場合)又は共通の代表者を記載し、
押印(電子署名)する場合
⇒書面手続及びオンライン手続可
(証明書(譲渡証書等)の添付は不要)
- 【出願人】欄に記録されている出願人
(複数の場合)全員を記載し、押印する場合
⇒**書面手続のみ**、オンライン提出不可
(証明書の添付は不要)
- 【出願人】欄に記録されていない出願人
(新たな出願人)のみを記載し、押印する場合
⇒**書面手続のみ**、オンライン提出不可
(**証明書の添付が必要**)
- 【新名義人】の欄には、名義変更後の名義人
(出願人又は発明者)全員を記載
(例)出願人をAからBに変更する場合
⇒Bのみを記載
(例)発明者を追加する場合
⇒既存の発明者及び追加する発明者を記載
- 【事件との関係】の変更も名義変更届で行う
(例)「すべての指定国における出願人及び発明者」
→「すべての指定国における発明者」

2-1.中間手続 (4)名義変更届

代理人手続の場合

テキスト:P.77,267

【書類名】名義変更届
【あて先】特許庁長官 殿
【国際出願の表示】
【国際出願番号】PCT/JP20XX/087654
【出願人】
【識別番号】987654321
【氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所
【氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
【あて名(英語)】4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】1000013
【国名】日本国 Japan
【国籍】日本国 Japan
【住所】日本国 Japan
【新名義人】
【事件との関係】すべての指定国における出願人
【氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所
【氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
【あて名(英語)】4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】1000013
【国名】日本国 Japan
【国籍】日本国 Japan
【住所】日本国 Japan
【新名義人】
【事件との関係】すべての指定国における発明者
【氏名又は名称(日本語)】小林 一郎
【氏名又は名称(英語)】KOBAYASHI Ichiro
【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 株式会社東京製作所内
【あて名(英語)】c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】1000013
【国名】日本国 Japan
【代理人】
【識別番号】123456789
【弁理士】
【氏名又は名称(日本語)】国際 太郎 (印)
【氏名又は名称(英語)】KOKUSAI Taro
【あて名(日本語)】東京都千代田区四番町8番地
【あて名(英語)】8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】1020081
【国名】日本国 Japan
【提出物件の目録】
【物件名】譲渡証書 1)

- 既に選任されている代理人が手続する場合
⇒書面手続及びオンライン手続可
※証明書(譲渡証書等)、委任状の添付不要
- 新たに選任された代理人が手続する場合
⇒書面手続のみ、**オンライン提出不可**
※証明書の添付が必要
※別途、代理人選任届にすべての出願人からの委任状を添付して提出

- 【出願人】欄には、新名義人の筆頭の者を記載
- 【新名義人】欄には、名義変更後の名義人(出願人又は発明者)全員を記載
- 【代理人】欄には、新名義人の代理人として手続をするすべての代理人を記載
 - ・ 書面手続:すべての代理人が押印
 - ・ オンライン手続:【その他】欄を設け、2人目以降の代理人について、「本願の代理人として既に選任されている代理人〇〇は、新たな出願人△△の代理人です。」と記載

2-1.中間手続 (5)国際出願取下書

テキスト:P.71,297

国際出願取下書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示 PCT/JP20XX/087654
- 2 出願人
名 称 株式会社東京製作所 (印)
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0013 Japan
国 籍 日本国 JAPAN
住 所 日本国 JAPAN
- 3 代理人
氏 名 弁理士 国際 太郎 (印)
KOKUSAI Taro
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町8番地
8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan
- 4 取下げの内容
国際出願を取り下げる。
- 5 添付書類の目録
(1)代理人の選任を証明する書面 1 通

委任状

20XX年mm月dd日

私儀 弁理士国際太郎を代理人と定めて、下記の権限を委任します。

特許協力条約に基づく国際出願「PCT/JP20XX/087654」
に関する一切の件

あて名 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

名 称 株式会社東京製作所

代表者 東京 太郎 印

- 出願人手続の場合、「2 出願人」欄に、
出願人全員が記名押印
 - 代理人手続の場合、
出願人全員からの代理権を証明する書面を添付
- ※「指定国の指定取下書」「優先権の主張取下書」も同様

2-1.中間手続 (6)代理権を証明する書面

テキスト:P.235,236,280-282

- PCT出願時には、代理権を証明する書面の提出は必須でない
- 出願後に、自発で代理権を証明する書面を提出する場合 ⇒ 「手続補正書」により提出
- 出願後に新たに代理人を選任する場合 ⇒ 「代理人選任届」により提出
- 代理権を証明する書面のタイトルは「委任状」「代理人選任証」いずれでも可
- 代理権を証明する書面は出願人毎に作成しても、複数人を1枚にまとめて作成してもよい

手続補正書

1. 国際出願の表示
 2. 出願人
 3. 代理人
 4. 補正の対象
 5. 補正の内容
 6. 添付書類の目録
- (1)代理人の選任を
証明する書面 1通

代理人選任届

1. 国際出願の表示
 2. 出願人
 3. 届出の内容
選任した代理人
 4. 代理人
 5. 添付書類の目録
- (1)代理人の選任を
証明する書面 1通



委任状

20XX年mm月dd日

私儀 弁理士国際太郎を代理人と定めて、下記の権限を委任します。
特許協力条約に基づく国際出願PCT/JP20XX/087654に関する一切の件
あて名 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
名 称 株式会社東京製作所
代表者 東京 太郎 印

代理人選任証

20XX年mm月dd日

代理人
弁理士 特許 次郎殿

あて名 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
名 称 株式会社東京製作所
代表者 東京 太郎 印

下記の手続については、貴殿を代理人に選任したことに相違ありません。

記

国際出願の表示 PCT/JP20XX/087654

2-1.中間手続 (7)包括委任状

受理官庁に寄託する場合

テキスト:P.80,291,292

- 代理権を証明する書面として包括委任状を使用する場合、**包括委任状をあらかじめ受理官庁へ寄託(提出)**
- 各種手続において当該包括委任状を使用(援用)する場合は、包括委任状の**写し**を添付

包括委任状提出書

特許庁長官 殿

1 委任をした者

名 称 株式会社東京製作所 (印)
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
あて名 〒100-0013
日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0013 Japan
国 籍 日本国 JAPAN
住 所 日本国 JAPAN

2 選任した代理人

氏 名 弁理士 国際 太郎
KOKUSAI Taro
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町8番地
8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

3 代理人

氏 名 弁理士 国際 太郎 (印)
KOKUSAI Taro
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町8番地
8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 添付書類の目録

(1)代理人の選任を証明する書面 1通

代理人選任証

20XX年mm月dd日

弁理士 国際 太郎 殿

名 称 株式会社東京製作所
あて名 〒100-0013
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
代表者 東京 四郎 印

すべての国際出願に関する手続について、貴殿を代理人に選任したことに相違ありません。

- 包括委任状は、**受理官庁に寄託した日以降**、各種手続において、代理権を証明する書面として使用可能
- 委任者の名称、あて名が変更された場合は、改めて包括委任状を寄託することが必要

2-1.中間手続 (7)包括委任状

特許庁出願課(国内)に寄託する場合

- 代理権を証明する書面として包括委任状を使用する場合、**包括委任状をあらかじめ特許庁出願課へ寄託(提出)**
- 提出先は、**特許庁出願課申請人等登録担当(国内の包括委任状の担当)**
- PCT出願の各種手続において当該包括委任状を使用(援用)する場合は、包括委任状の**写し**を添付

包括委任状

令和XX年XX月XX日

私は、識別番号XXXXXXXX(弁理士)〇〇〇〇氏をもって代理人として下記事項を委任します。

1. 全ての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願……。
1. 全ての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
1. 全ての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
1. 全ての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
1. 全ての通常の商標出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の又は防護表彰登録出願への変更

・
・
・
・
・

「すべての国際出願に関する一切の件」と記載

1. すべての国際出願に関する一切の件

住所(居所)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名(名称)〇〇〇〇 印

包括委任状は、**特許庁出願課に寄託した日以降**、PCT出願の各種手続において、代理権を証明する書面として使用可能

2-2.引用による欠落部分の補充

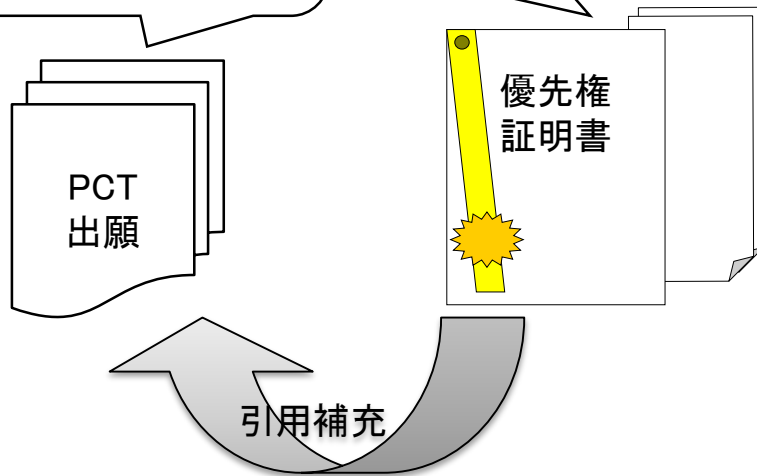
規則20.6に基づく引用補充

テキスト:P.58,226

- PCT出願の際に欠落していた明細書、請求の範囲の一部又は図面の一部若しくは全部を先の出願からの引用により当該PCT出願に含める手続
- 国際出願日は維持される(補充部分が先の出願に完全に記載されている場合)

PCT出願に明細書、
請求の範囲の一部又は
図面の一部若しくは全部
の記載なし

先の出願に明細書、
請求の範囲又は図面が
完全に記載されている



引用補充する、明細書、請求の範囲の一部又は
図面の一部若しくは全部が、先の出願に関する
優先権書類の当該部分と完全に一致していることが必要

提出書類

- 手続補充書
 - 欠落部分について、
先の出願における記載箇所を表示
 - 欠落部分に該当する
明細書、請求の範囲の一部又は図面を添付
- 先の出願に関する優先権書類
 - 先の出願の写し
(送付請求、DAS等により提出済の場合は不要)
 - PCT出願の言語による先の出願の明細書、
請求の範囲、図面全文の翻訳文
(先の出願がPCT出願の言語でない場合のみ)

提出期間

- 手続補完命令がある場合
⇒命令の発送日から2月以内
- 自発の場合
⇒PCT出願の受理日から2月以内

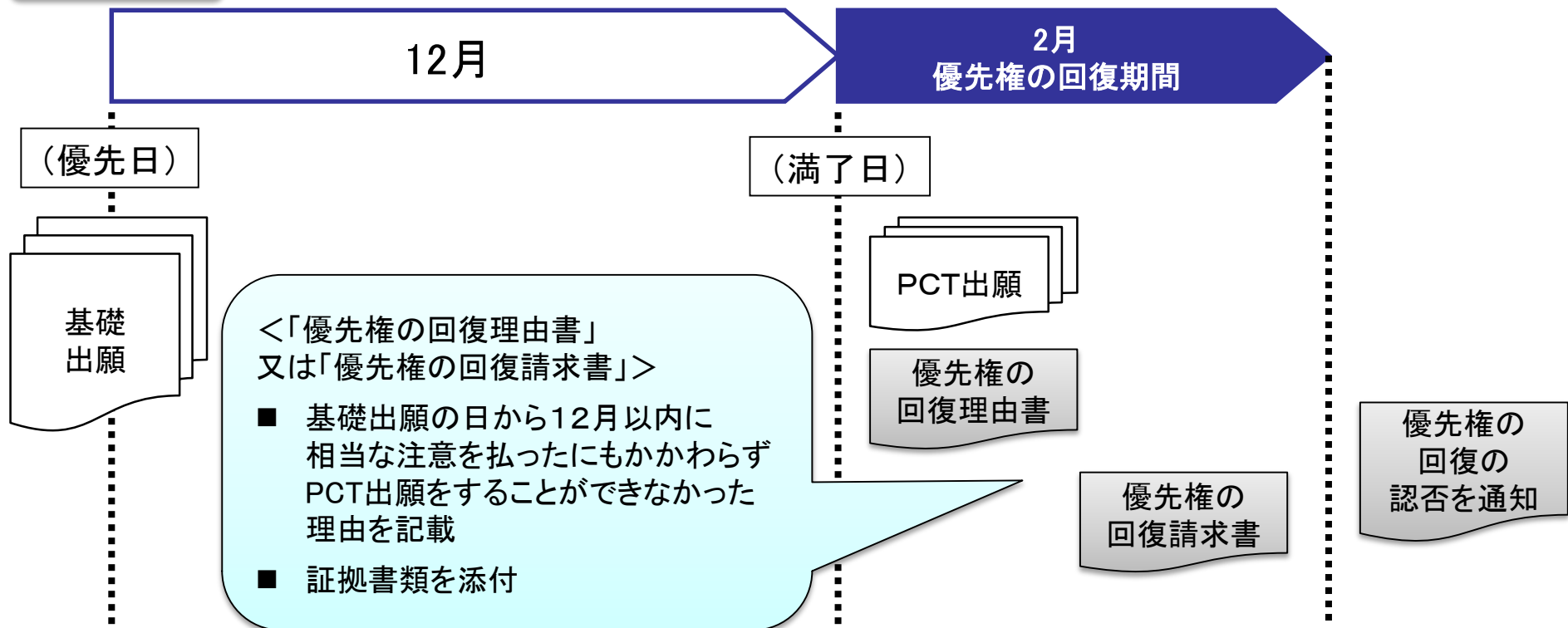
2-3.優先権の回復 (1) 手続

規則26の2.3に基づく優先権の回復

テキスト:P.69,307,309

- 対象: 優先期間の満了日から2月以内にされたPCT出願
- 提出書類:
 - ① PCT出願と同時に請求する場合 ⇒ 優先権の回復理由書(証拠書類を添付)
 - ② PCT出願後に請求する場合 ⇒ 優先権の回復請求書(証拠書類を添付)

手続の流れ



2-3.優先権の回復 (2) 受理官庁(日本)における判断

受理官庁(日本)における判断

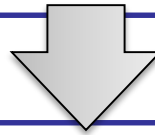
- ROガイドライン166JからMに基づき、**相当な注意を払ったにもかかわらず**優先期間内に国際出願がされなかったことが認められるか否かを判断

- ROガイドライン

<https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/texts/pdf/ro.pdf>

- 日本語仮訳

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/pct26-2_3_yusenken/rogl_kariyaku.pdf



通知

- 上記基準を満たしていると判断した場合>
 - 優先権の回復を認める旨の決定を通知
- 上記基準を満たしていないと判断した場合
 - 理由を通知
 - 指定された期間内(1月)に意見書を提出する機会を付与
⇒ 応答期間内に意見書が提出された場合、再度の判断を行い、その結果を通知

2-4.予備審査請求書(1)

インターネット出願ソフトで作成した請求書のPDFイメージ

予備審査請求は管轄国際予備審査機関へ直接行わなければならない。2以上の管轄機関がある場合には、出願人の選択による。
IPEA/JP

特許協力条約に基づく国際出願 国際予備審査請求書

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従って国際予備審査の対象とされることを請求する。

国際予備審査機関記入欄

国際予備審査機関の選択 請求書の受理の日

第I欄 国際出願の表示

出願人又は代理人の書類記号 WO20XX000123 国際出願番号 PCT/JP20XX/999999

国際出願日(日・月・年) dd, mm, 20XX 優先日(最先のもの)(日・月・年) dd, mm, 20XX

発明の名称 ハンドスキャナ

第II欄 出願人

氏名(名称)及びあて名: (姓、名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を、個人は郵便番号及び国名も記載)
株式会社東京製作所
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
1000013
日本国
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigazaki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
1000013
Japan

ファクシミリ番号: 03-8765-4321

出願人登録番号: 987654321

電子メールの使用の承認: 国際事務局又は国際予備審査機関に対して、この国際出願に関する通知を送信することを承認する。
☐ 事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。
電子メールアドレス: 国籍(国名): 日本国 Japan

氏名(名称)及びあて名: (姓、名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を、個人は郵便番号及び国名も記載)
株式会社大阪製作所
OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION
5430061
日本国
大阪府大阪市天王寺区伝人町2番地7号
2-7, Rainin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka
5430061
Japan

国籍(国名): 日本国 Japan 住所(国名): 日本国 Japan

☐ その他の出願人が続表に記載されている。

様式 PCT/IPEA/401 (第1用紙) (2019年7月版) 国際予備審査請求書の備考参照

優先権主張がないPCT出願の場合、
優先日は記載しない

- 国際予備審査請求時の
出願人全員を記載
- 発明者は記載しない

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.115,350,354

PCT-RO 電子出願 - PCT/JP2015/050012

ファイル(F) ツール(T) ヘルプ(H)

国際出願の表示
氏名(名称)
基本事項
内訳
手数料
支払い

国際予備審査機関(IPEA) JP 日本国特許庁
国際予備審査の使用言語名 日本語

国際出願の表示

出願人又は代理人の書類記号(特許の書類記号) WO201500123
国際出願番号 PCT/JP2015/050012
国際出願日 ☒ 2. 7月 2015
優先日(最先のもの) ☒ 26.12月 2014
発明の名称 ハンドスキャナ

国際調査報告において、
国際調査機関が発明の名称を作成した場合は、
国際調査機関が作成した発明の名称を記載

PCT-RO 電子出願 - PCT/JP2015/050012

ファイル(F) 編集(E) ツール(T) ヘルプ(H)

国際出願の表示
氏名(名称)
基本事項
内訳
手数料
支払い

出願人、代理人

判定	種類	名称
●	1出願人	株式会社東京製作所
●	2出願人	株式会社大阪製作所
+	出願人	出願人を入力してください。
●	1代理人	国際 太郎
+	代理人	代理人を入力してください。

2-4.予備審査請求書(2)

インターネット出願ソフトで作成した請求書のPDFイメージ

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.117,351,355

■ 国際予備審査の基礎とすべき書類にチェック

- 明細書・図面: 出願時or34条補正
- 請求の範囲: 出願時or19条補正or34条補正

第IV欄 国際予備審査に対する基本事項

補正に関する記述:*

1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。

明細書に関して ☒ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

配列表に関して (該当する場合) ☐ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第34条の規定に基づいて次の形式でなされた補正を基礎とすること。
☐ 附属書C/ST.25のテキストファイル
☐ 書面又はイメージファイル

請求の範囲に関して ☐ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。及び/又は
☒ 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

図面に関して (該当する場合) ☒ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

2. ☐ 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく請求の範囲について行つた補正を無視し、かつ、取り消されたものとみなして開始することを希望する。

3. ☐ 国際予備審査機関が規則69.1(b)に従つて国際調査と同時に国際予備審査を開始しようとする場合、出願人は規則69.1(d)に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを国際予備審査機関に希望する。

4. ☐ 出願人が国際予備審査を規則54の2.1(a)に基づき適用される期間の満了よりも早く開始することを明示的に希望する。

*記入がない場合は、1) 補正がない又は国際予備審査機関が補正(原本又は写し)を受領していないときは、出願時の国際出願を基礎として予備審査が開始され、2) 国際予備審査機関が、見解書又は予備審査報告書の作成開始前に補正(原本又は写し)を受領したときは、これらの補正を考慮して予備審査が開始又は進行される。

PCT-RO 電子出願 - PCT/JP2015/050012

ファイル(F) ツール(T) ヘルプ(H)

国際出願の表示
氏名(名称)
基本事項
内訳
手数料
支払い

補正に関する記述

1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。

明細書に関して (ア) ☒ 出願時のものを基礎とすること。又は
(イ) ☐ 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

配列表に関して (該当する場合) (カ) ☐ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第34条の規定に基づいて次の形式でなされた補正を基礎とすること。
(キ) ☐ 附属書C/ST.25のテキストファイル
(ク) ☐ 書面又はイメージファイル

請求の範囲に関して (サ) ☐ 出願時のものを基礎とすること。又は
(シ) ☐ 特許協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。及び/又は
(ス) ☒ 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

図面に関して (セ) ☒ 出願時のものを基礎とすること。又は
(ソ) ☐ 特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

2. ☐ 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく請求の範囲について行つた補正を無視し、かつ、取り消されたものとみなして

3. ☐ 国際予備審査機関が規則69.1(b)に従つて国際調査と同時に国際予備審査を開始しようとする場合、出願人は規則69.1(d)に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを国際予備審査機関に希望する。

4. ☐ 出願人が国際予備審査を規則54の2.1(a)に基づき適用される期間の満了よりも早く開始することを明示的に希望する。

早期開始を希望する場合、チェック

<注意> 2019年7月1日に国際予備審査の開始時期について定めたPCT規則69.1が改正されました。これに伴い、書面手続時の様式が変更されました。

なお、**インターネット出願ソフトは、同規則改正には対応していない**ため、同日以降も「第IV欄4.」は上記のとおり表示、入力します。(新規規則への対応は2020年4月を予定しています。)

詳細は以下の特許庁ウェブサイトを参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/yobishinsa_iv4_20190701.html



3-4.予備審査請求書(3)

インターネット出願ソフトで作成した請求書のPDFイメージ

3 頁

国際出願番号
PCT/JP2015/050012

第V欄 国の選択

この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつ、PCT第II章に拘束されるすべての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。

第VI欄 照合欄

この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第IV欄に記載する言語による下記の書類が添付されている。

- 手数料計算用紙
- その他（書類名を具体的に記載）
 - 条約第19条補正の写し1ページ目
 - 条約第19条補正の写し2ページ目
 - 条約第19条補正の写し3ページ目
 - 条約第19条補正書類の写し1ページ目
 - 条約第19条補正書類の写し2ページ目
 - 条約第19条補正説明書

第VII欄 出願人、代理人又は共通の代表者の記名押印
各人の氏名（名称）を記載し、その次に押印する。

(PKCS7 デジタル署名)

国際 太郎

1. 国際予備審査請求書の実際の受理の日

国際予備審査機関記入欄

インターネット出願ソフトの入力画面

テキスト:P.117-118,
P.352,356

PCT-RO 電子出願 - PCT/JP2015/050012

ファイル(E) 編集(E) ツール(I) ヘルプ(H)

内訳

国際出願の表示

氏名(名称)

基本事項

内訳

手数料

支払い

判定	No.	書類
●	1	手数料の計算用紙
●	2	その他:条約第19条補正の写し1ページ目
●	3	その他:条約第19条補正の写し2ページ目
●	4	その他:条約第19条補正の写し3ページ目
●	5	その他:条約第19条補正書類の写し1ページ目
●	6	その他:条約第19条補正書類の写し2ページ目
●	7	その他:条約第19条補正説明書

- IBに提出した19条補正の写しを添付する場合:
以下をそれぞれ1頁ずつイメージファイルとして添付
 - 補正した差替え用紙の写し
 - 書類の写し
 - 説明書の写し(ある場合)

- 34条補正を提出する場合(紙提出のみ)
- 19条補正の写しを紙で提出する場合
⇒予備審査請求後すみやかに
特許庁受理官庁に提出(窓口・郵送)

2-5.条約34条の規定に基づく補正(1)

テキスト:P.128,365

手続補正書

(法第11条の規定による補正)

特許庁審査官 殿

- 1 国際出願の表示 PCT/JP20XX/087654
- 2 出願人
名 称 株式会社東京製作所 (印)
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
あて名 〒100-0013
日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0013 Japan
国 籍 日本国 JAPAN
住 所 日本国 JAPAN
- 3 代理人
氏 名 弁理士 国際 太郎 (印)
KOKUSAI Taro
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町8番地
8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan
- 4 補正の対象 明細書及び請求の範囲
- 5 補正の内容
(1)～
(2)～
(3)～
- 6 添付書類の目録
(1)明細書第2頁、第2/1頁及び第3頁
(2)請求の範囲第20頁、第21頁及び第21/1頁

補正が可能な期間

- (1) 国際予備審査請求から
国際予備審査報告の作成が開始されるまでの期間
- (2) 審査官が答弁書提出の機会を与えた場合の当該期間
- (3) 審査官が出願人の請求により補正書提出の機会を
与えた場合の当該期間

<補正の内容の記載方法>

補正事項を特定し、当該補正の根拠を表示する(※)

※「補正の根拠」＝国際出願時の明細書、請求の範囲
又は図面における補正の基礎となる記載箇所

※「表示する」＝国際出願時の明細書、請求の範囲又
は図面における補正の基礎となる記載箇所を特定でき
る程度の説明を記述すること

- 例1: 明細書の段落[0005]の「～」を「～…」に補正
する。「～…」の記載は出願時の明細書の段落
[nnnn]に記載された事項に基づくものである。
- 例2: 請求の範囲第20頁第2項を削除し、第4項を
別紙の通り補正し、第5項を追加する。第○項の
「△△△」の記載は、出願時の明細書の段落[nnnn]
に記載された事項に基づくものである。

＜補正後＞

り、従来に比べ、
××××××××
××××××××
××××××××
図面の簡単な説明
[0006]
[図1]B及びCの効
果を示した説明図。
[図2]JPの断面図。

3

- 35

2-5.条約34条の規定に基づく補正(3)

請求の範囲の補正

テキスト:P.368,369

<補正前>

請求の範囲	××××××××
[請求項1]××××	[請求項4]××××
[請求項2]××××	××××××
[請求項3]××××	
20	21

<補正後>

請求の範囲	○○○×××	[請求項6](追加)
[請求項1]××××	[請求項4]××××	□□□□□□□□
[請求項2](削除)	××××××	□□□□□□□□
[請求項3](補正後)	[請求項5](追加)	
××○○○○○○	△△△△△△	
20	21	21/1

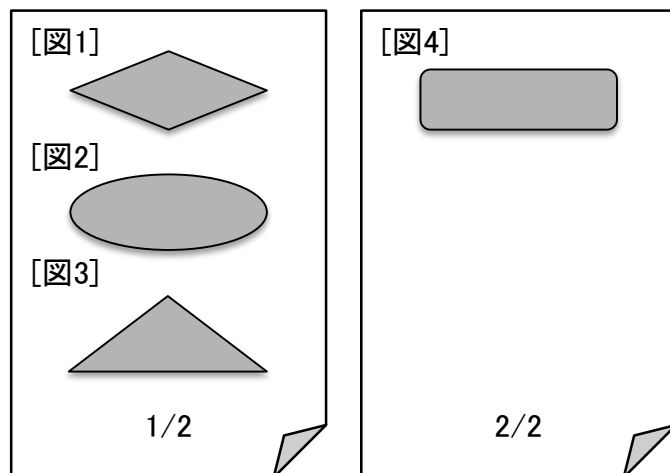
- 請求の範囲の補正は、**全文**で行い、全文を「差替え用紙」として添付
- 補正を行った項には、項番と本文の間に「(補正後)」、「(削除)」、「(追加)」を表示
- 「(追加)」は、既存の最後の請求項の次に続けて増やしていく
- 補正箇所の下線を引くことはできない
- 補正により頁数が増える場合、既存の最後の頁の次に枝番号の頁を設ける
例:請求の範囲の最後の頁が21ページの場合 21、21/1、21/2…
- 請求項の「(削除)」は、「本文」を削除し、項番のみ残す
- 一度削除した請求項には、後の補正において再度本文を記載することは不可

2-5.条約34条の規定に基づく補正(4)

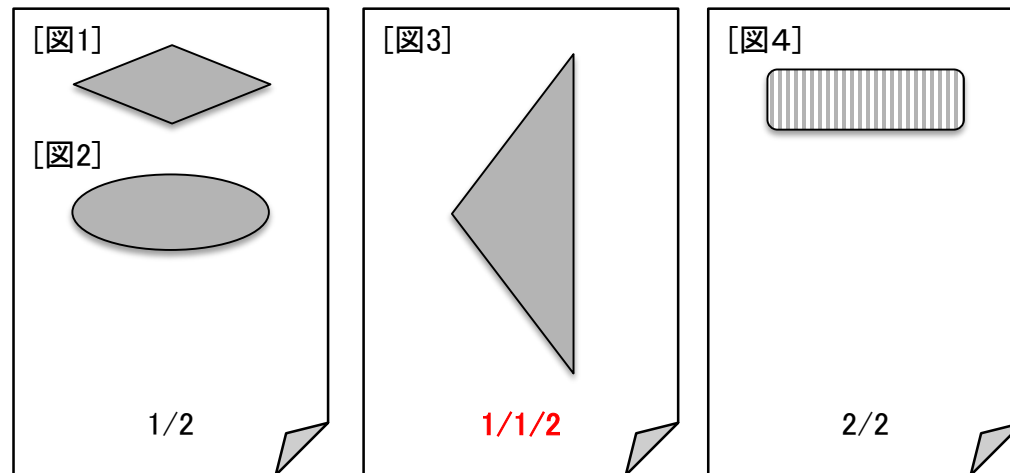
図面の補正

テキスト:P.233

<補正前>



<補正後> ※図3と図4を補正する例



- 図面の補正は**頁単位**で行い、補正のある頁のみを「差替え用紙」として添付
- 補正により頁が増える場合、「／」「／」に挟まれた部分に枝番を記載
- 図が大きい場合、上端が用紙の左端になる形で90度回転させて表示してもよい

2つの支援措置

- 軽減措置: 国際出願時又は予備審査請求時に手数料を軽減
 - 交付金措置: 国際出願又は予備審査請求に係る手続後に、交付金を交付
- ※いずれの手続も証明書の提出は不要(申請書の提出のみで申請可能)
- ※2つの制度を併用して利用することも可能

対象案件

- 2019年4月1日以降に特許庁が受理する**日本語の国際出願**
- ※2019年3月31日以前の国際出願に係る予備審査請求時の軽減申請は、旧制度(産業競争力強化法)に基づく対象者及び対象要件が適用される。

対象手数料

支援措置	国際出願に係る手数料	予備審査請求に係る手数料
軽減措置	送付手数料・調査手数料	予備審査手数料
交付金措置(一旦、全額納付後に手続)	国際出願手数料	取扱手数料

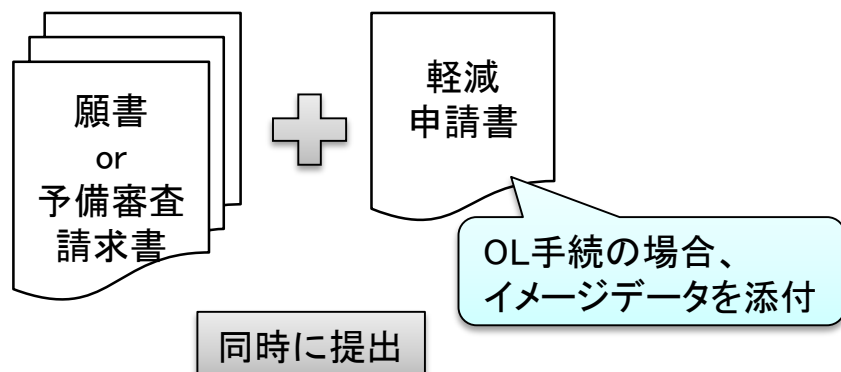
3-1. 対象者及び支援内容

対象者	軽減措置 (出願時) 送付手数料・調査手数料 (予備審査請求時) 予備審査手数料	交付金措置 (出願時) 国際出願手数料 (予備審査請求時) 取扱手数料
中小企業者 (会社、個人事業主、組合・NPO法人)	1/2に軽減	1/2相当額を交付
中小ベンチャー企業 (法人・個人事業主)	1/3に軽減	2/3相当額を交付
小規模企業 (法人・個人事業主)	1/3に軽減	2/3相当額を交付
研究開発型中小企業 (法人・個人事業主)	1/2に軽減	1/2相当額を交付
試験研究機関等 (大学等研究者、大学等、独立行政法人等)	1/2に軽減	1/2相当額を交付
福島関連企業	1/4に軽減	3/4相当額を交付

- 軽減措置及び交付金措置共に、対象者の要件は共通
- 軽減(又は交付金)を申請する日において要件を満たしている必要あり
- 共同出願である場合、いずれか1者が対象要件を満たしていれば、持分の割合に応じた申請が可能

3-2. 申請手続方法

軽減申請手続



<注意>

2019年3月31日以前の国際出願に係る予備審査請求の軽減申請は、対象者、証明書類の提出について旧法（産業競争力強化法）が適用されます。

交付金交付申請手続

所定の期間内(※)に提出

交付
申請書

書面

(※) 手続期間

<国際出願手数料>

『国際出願番号及び国際出願日の通知書』の発送日後、かつ国際出願手数料を全額納付した日から6月以内

<取扱手数料>

『国際予備審査請求書の受理通知書』の発送日後、かつ取扱手数料を全額納付した日から6月以内

申請書の様式や記載例、具体的な手続の詳細は、特許庁ウェブサイトを予めご確認ください。

■ 軽減措置

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html



■ 交付金措置

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html



4. PCT出願関係手数料(2019年8月1日改定)

<出願に必要な手数料>

国際出願手数料	国際出願の用紙の枚数が30枚まで		¥145,000
		30枚を超える用紙1枚につき	¥1,600
	オンライン出願した場合の減額		¥32,700
送付手数料			¥10,000
調査手数料	日本国特許庁	日本語	¥70,000
		英語	¥156,000
	欧州特許庁	英語	¥221,700
	シンガポール特許庁	英語	¥186,100

<国際予備審査請求に必要な手数料>

予備審査手数料	日本国特許庁	日本語	¥26,000
		英語	¥58,000
取扱手数料			¥21,800

- 特許印紙・予納・電子現金納付・口座振替・クレジットカード(指定立替納付)での支払いが可能
(※口座振替・クレジットカードはオンライン手続時のみ利用可能)
- 国内段階への移行手続、移行後の手続には、各国の規定に基づく費用が別途必要

参考ウェブサイト

■ WIPOウェブサイト

英語: <https://www.wipo.int/pct/en/>

日本語: <https://www.wipo.int/pct/ja>



(日本語サイト)

■ 特許庁ウェブサイト

● 国際出願全般

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/index.html>



● 国際出願関係手数料

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html>



● 説明会テキスト

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/tokkyo_jyouuyaku-jitumu.html



● 電子出願ソフトサポートサイト <http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>



● 申請書類の書き方ガイド

<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/guide/DocGuide.htm>



関連法令

■ 条約・規則等

- 特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty)
- 特許協力条約規則 (Regulations)
- 特許協力条約実施細則 (Administrative Instructions)
 - 日本語: <https://www.wipo.int/pct/ja/texts/index.html>
 - 英語: <https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>
- 機関及び官庁向けガイドライン (Guidelines)
 - 日本語: https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/chosa-shinsa/guideline_pct.html
 - 英語: <https://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>
- 出願人の手引 (Applicant's Guide)
 - 日本語: <https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>
 - 英語: <https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html>



※QRコードはいずれも日本語ページにリンクするものです

本講義の内容に関するお問い合わせ先

特許庁 審査業務部出願課
国際出願室受理官庁

電話：（代表）03-3581-1101 内線2643

メール：PA1A31@jpo.go.jp

FAX：03-3501-0659

説明会専用サイト：<https://www.jitsumu2019-jpo.go.jp/>